

# 岐阜県公報

第 二 千 二 十 四 号  
平 成 二 十 一 年 二 月 十 七 日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

道路の供用開始  
道路の区域変更

(道路維持課)一〇五  
(同)一〇五

### 公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課)一〇六

## 告 示

岐阜県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年二月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定の日は 変更の告知 はか)
県道	美江寺線 西結	瑞穂市牛牧字札木八六七番地 先から 同市同 字宮上一五九番一 地先まで	六三〇	平成 三・二七	平成 一九・一三

岐阜県告示第一百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年二月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持

持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	乗政下呂停車場線	下呂市乗政字水留二七七七番八地先から 同市同字川上坂二七九三番一地先まで	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
			後	四・五 二七・九	六・九	
			前	三・五 二七・四	六・九	

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十一年二月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年二月四日

二 届出者の氏名又は名称  
株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地  
パロー市橋店(Aゾーン)

岐阜市市橋二二五

四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十一年十月五日

五 店舗面積  
四、六四一平方メートル

六 駐車場の収容台数  
一八八台

七 荷さばき施設の面積  
四六〇平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十一年二月十三日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年二月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十一年二月四日

二 届出者の氏名又は名称  
株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地

パロ―市橋店（Bゾーン）

岐阜市市橋二 七 一 一

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十一年十月五日

五 店舗面積

二、六二三平方メートル

六 駐車場の収容台数

九三台

七 荷さばき施設の面積

九四平方メートル

平成二十一年二月十七日印刷  
平成二十一年二月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社